



埼玉弁護士会  
Saitama Bar Association



# Impatriation en France: quelle fiscalité?

フランスへの駐在：税金はどうなる？ 日仏弁護士協会

欧州進出セミナー Séminaire en partenariat

大宮ソニックシティ



Adrien Khaznadj  
Avocat – Barreau de Paris



Adrien Khaznadj  
アドリアン・カズナジ  
国際税務弁護士 Avocat fiscaliste  
cabinet@khaznadj.avocat.fr

1999に犬山私立高等学校（愛知県）  
で留学

パリ弁護士会所属 2010年登録

税務で20年の経験

日産自動車の欧州本社に3年間勤務

使用言語 フランス語 / 日本語  
(日本語能力試験1級合格) / 英語

## 自己紹介 **Présentation**

国際税務を専門と  
するとして、以下  
の主な業務を取り  
扱っています：

- 法人向け税務相談
- 個人向け節税・  
事業承継のアド  
バイス
- 個人顧客向けの  
申告業務
- 税務調査への対応
- 税務訴訟代理

Spécialisé en fiscalité  
internationale, je traite  
principalement les  
missions suivantes :

- Consultations  
fiscales
- Conseils en  
optimisation fiscale  
/ transmission
- Déclarations fiscales  
pour les particuliers
- Assistance lors de  
contrôles fiscaux
- Contentieux fiscal


## Introduction 自己紹介

1. Impôt sur le revenu – principes フランスの個人  
所得税 – 主な原則

2. Imposition des salaires et impatriation 給与に対  
する課税とインパトリエ税制

3. Cotisations sociales – aperçu フランスでの社会保  
険料の概要

4. Revenus étrangers & obligations déclaratives  
日本源泉所得と確定申告書の提出



Impôt sur le  
revenu –  
principes

フランスの個  
人所得税 – 主な  
原則

---

# Principes 主要原則

- 所得とは、個人、夫婦及び同居家族が得たあらゆる経済的利益を言い、所得税とは、その所得に対して課される税金をいいます。
- フランスの税務上の居住者は、フランス国内で得た所得だけでなく、全世界で得た所得（Worldwide Income）に対してフランスで所得税が課税されます。
- 課税期間は1月1日から12月31日までです。
- 日本では、個人が国税に加えて住民税を支払わなければならないのに対し、フランスでは所得金額に応じて住民税は課されていません。
- フランスでは所得の課税方法に、日本と多くの共通点があります。最大の共通点は、課税方式が『総合課税』と『分離課税』に分かれている点です。
- Le « revenu » est constitué de l'ensemble des revenus nets catégoriels des personnes qui compose le foyer. L'« impôt sur le revenu » désigne l'impôt prélevé sur ce revenu.
- Les résidents fiscaux français sont imposables sur leurs revenus mondiaux.
- La période de taxation est l'année civile.
- La manière d'imposer le revenu en France et au Japon comportent de nombreux points communs. En particulier, les revenus sont taxés en fonction de la catégorie où il se rattache, certains étant soumis (i) au barème et (ii) à un taux forfaitaire

## Foyer fiscal et imposition commune 世帯単位と共同課税

- 各人は、自身の所得だけでなく、その子供や扶養している者の所得についても課税対象となる。世帯単位課税です。
  - また、同一生計の夫婦については、夫婦およびその子供に対して共同で課税されます。同一生計と判定される条件は、フランスと日本でほとんど共通しています。
  - 配偶者が国外（日本）に居住する場合は、共通課税の例外となります。
  - 共同課税は通常独身より有利。ただし高所得者は例外。
- 
- Chaque personne est imposable tant en raison de ses revenus personnels que de ceux de ses enfants et des personnes à sa charge.
  - Les personnes mariées ou liées par un PACS, sauf exceptions, font l'objet d'une imposition commune, pour les revenus perçus par chacune d'elle et ceux de leurs enfants et personnes à charges.
  - Parmi ces exceptions, il y a le cas du conjoint resté vivre au Japon.
  - En général l'imposition commune est plus avantageuse, sauf pour les très hauts revenus.

## Revenus soumis à l'impôt progressif 総合課税所得

- 総合課税にかかる所得については、課税期間ごとに納税者が得た各種所得のうち、累進課税の対象となるものが含まれます。
- これには、給与所得、個人事業所得、農業所得などの勤労所得が含まれます。賃貸収入などの投資所得の一部も含まれます。
- 各種所得から、それぞれの所得を得るための必要経費、または法律で定められた控除額が差し引かれます。
- 次に、世帯の各構成員が得た各所得区分の合計を計算します。
- さらに、その合計額から、各人の担税力などを考慮した所得控除額が控除され、最終的な課税標準が決定されます。
- 総合課税所得の課税標準に対しては累進税率が適用され、その範囲は11パーセントから45パーセントにわたります。

## Revenus soumis à l'impôt forfaitaire 分離課税所得

- ▶ フランスの分離課税の対象になる所得は、日本に比べれば範囲が広いです。主な対象項目は、以下の通りです：
  - ❖ 上場株式などの配当金または投資ファンド利益配当等
  - ❖ 預金公債利子
  - ❖ 株式の譲渡益
  - ❖ ビットコインなどの暗号資産の収益及び譲渡益
  - ❖ 特許権、著作権付きソフトウェアなどの知的財産権の譲渡またはライセンス供与による収入
  - ❖ 不動産の譲渡益
- ▶ 株式及び不動産などの譲渡所得など一定の所得に関し、ほかの所得と区別し、それぞれの課税標準を計算する方法であります：
  - ❖ 控除できる費用は総合課税より範囲が限定
  - ❖ 譲渡損失
    - 一定条件で譲渡益から控除可能
    - 不動産の場合は控除不可
- ▶ 分離課税所得の課税標準に対しては、その所得の区分に応じて、それぞれ定められた固定税率が適用されます。一般的な固定税率は12.8%で、社会保険料17.2%を加えると、合計30%となります。
- ▶ 配当金、利子および株式譲渡などについては、固定税率に代えて累進課税を選択することができます。

## Barème progressif et taux forfaitaire 累進的税率とフラット・タックス

▶ 個人所得税は課税所得に応じ、累進課税方式で次の5段階に分かれる

Tranches/課税される所得金額 (2025)	Taux/税率
課税所得が1万1,600ユーロ以下	非課税
課税所得が1万1,601超～2万9,579ユーロ以下	11%
課税所得が2万9,580超～8万4,577ユーロ以下	30%
課税所得が8万4,578超～18万1,917ユーロ以下	41%
課税所得が18万1,918ユーロを超える場合	45%
金融投資から発生した利益に対してフラット・タックス	31.4% (一部30%)
さらに、課税所得が25万ユーロを超える高額所得者に対しては、超えた額に対して特別課税	3%から4%まで

## Contribution différentielle sur les hauts revenus (CDHR) 超高所得者向け新税制

- Une nouvelle contribution pour les contribuables à très hauts revenus a été introduite en France à partir de l'imposition des revenus de l'année 2025 (déclarés en 2026). Ce dispositif est un mécanisme visant à corriger la charge fiscale relativement faible des ménages très aisés dont une grande partie des revenus provient de revenus taxés à des taux proportionnels (comme le PFU sur les revenus financiers).
  - Personnes concernées - Sont visés les contribuables dont le Revenu Fiscal de Référence (RFR) ajusté dépasse les seuils suivants :
    - ❖ Célibataires (célibataires, veufs, séparés ou divorcés) : plus de 250 000 €.
    - ❖ Couples (mariés ou pacsés soumis à une imposition commune) : plus de 500 000 €.
  - Fonctionnement du dispositif
    - ❖ Ce mécanisme garantit que les foyers à très hauts revenus soient soumis à un taux moyen d'imposition effectif minimum de 20 %.
    - ❖ Si le taux d'imposition effectif sur la part du revenu dépassant les seuils mentionnés est inférieur à 20 %, une taxe supplémentaire (la CDHR) est appliquée pour atteindre ce seuil minimal.
- フランスで導入された超高所得者向け新税制は、令和7年分の所得税から適用され、この制度は、金融所得や不動産譲渡所得などの比例課税所得（PFUなど）の比率が高い超高所得者層において、税負担が相対的に低くなることを是正するための仕組みです。
  - 対象となる方対象となるのは、課税基準所得金額 (Revenu Fiscal de Référence - RFR Ajusté) が以下の閾値を超える方です
    - ❖ 単身者（独身、寡婦、別居、離婚者）：250,000ユーロを超える方
    - ❖ 夫婦（婚姻、PACSにより共同申告）：500,000ユーロを超える方
  - この仕組みは、超高所得者層に対し、実効平均税率が最低20%となることを保証するものです。基準所得金額が上記の閾値を超える部分について、実効税率が20%以下の場合、追加で所得税が課されます。

## Crédits d'impôt 所得税から税額の控除

- ▶ フランスでは、特定の支出に対して税額控除が適用されることがあり、その結果、個人が納める所得税を減らすことができます。支出の適格性は、法律で定められた一定の規則を満たしているかどうかによって依存します。
- ▶ 一般的に、税額控除は支出が発生した課税期間の所得税に対して適用される必要があります、それ以降の課税期間に繰り越すことはできません。ただし、所得税から税額の控除が所得税額を上回る場合、場合によっては、その超過分が還付されることがあります。
- ▶ 例えば、ハウスキーパー、ベビーシッター、家庭教師を雇う場合、税制上の優遇措置があります。家庭内支援サービスに関する税額控除（Crédit d'impôt pour l'emploi d'un salarié à domicile）を利用することで、かかった費用の最大50%が所得税から控除されます（一定の上限あり）。
- ▶ この税額控除は比較的手厚いものであり、初年度には最大9,000ユーロ、その後の年度には最大7,500ユーロの所得税減額が適用される可能性があります。

## Crédits d'impôt 所得税から税額の控除

支出項目	税制上の取り扱い（控除の種類）	上限額（ある場合）
在宅での生活支援サービス	税額控除50%	年間適格支出12,000～20,000€まで
子どもの保育料（6歳未満、外部保育）	税額控除（50%	子ども1人あたり支出7,000€まで（控除上限：1,750€）
就学費用（義務教育など）	一律金額（中学校61€、高校153€、大学183€）	
公益団体への寄付	所得控除（66%または75%）	所得の20%まで（例外あり）
電気自動車の充電設備の設置費用	税額控除75%	最大300€（1つの設置あたり）
婚姻に関連する補償金	所得控除25%	上限30,500€（一括支払い、12ヶ月以内）



# Imposition des salaires et impatriation

給与に対する課税と  
インパトリエ税制

---

ATION DES  
exclusivement en EUROS



1

En  
re

# Principes 主要原則

- フランスで、課税対象になる給与の計算方法は、原則日本とほぼ変わりません。額面給与から健康保険料、厚生年金、雇用保険などの控除項目を差し引いた額が手取り給与となります。
- 課税対象額と源泉徴収税額が**給与明細書**の下部に記載されています。
- 手取り給与には**控除あり**
  - ❖ 定率10%差し引き<sup>(1)</sup>
  - ❖ 実費控除（勤務に必要な経費のみ、例：エージェンツ報酬）

(1) その10%差し引きの合計額が1万4,171ユーロを超える場合には、1万4,171ユーロまでの引き下げに限ります。

## Prélèvement à la source 源泉徴収税

- 会社が、人を雇って給与を支払う場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。源泉徴収義務といいます。
- 日本人駐在員にとって馴染みのある仕組みのほうです。
- 同居家族の数と、社会保険料等を差し引いた額に基づき給与と賞与に乗すべき率を求めて計算します。
- 源泉徴収税率
  - ❖ 世帯全体で同じ税率
  - ❖ 配偶者ごとに異なる税率（＝個別課税）
- 日本の会社（雇用主）と異なり、フランスの会社（雇用主）は年末調整を行いません。

# Taux de prélèvement à la source 源泉徴収税率表

Barème/階層	Taux	Barème/階層	Taux
B < 1 518 €	0 %	4 357 € ≤ B < 5 224 €	15,8%
1 518 € ≤ B < 1 577 €	0,5 %	5 224 € ≤ B < 6 537 €	17,9%
1 577 € ≤ B < 1 678 €	1,3 %	6 537 € ≤ B < 8 165 €	20%
1 678 € ≤ B < 1 791 €	2,1%	8 165 € ≤ B < 11 333 €	24%
1 791 € ≤ B < 1 914 €	2,9%	11 333 € ≤ B < 15 349 €	28%
1 914 € ≤ B < 2 016 €	3,5%	15 349 € ≤ B < 24 094 €	33%
2 016 € ≤ B < 2 150 €	4,1%	24 094 € ≤ B < 51 611 €	38%
2 150 € ≤ B < 2 544 €	5,3%	B ≥ 51 611 €	43 %
2 544 € ≤ B < 2 912 €	7,5%		
2 912 € ≤ B < 3 317 €	9,9%		
3 317 € ≤ B < 3 734 €	11,9%		
3 734 € ≤ B < 4 357 €	13,8%		

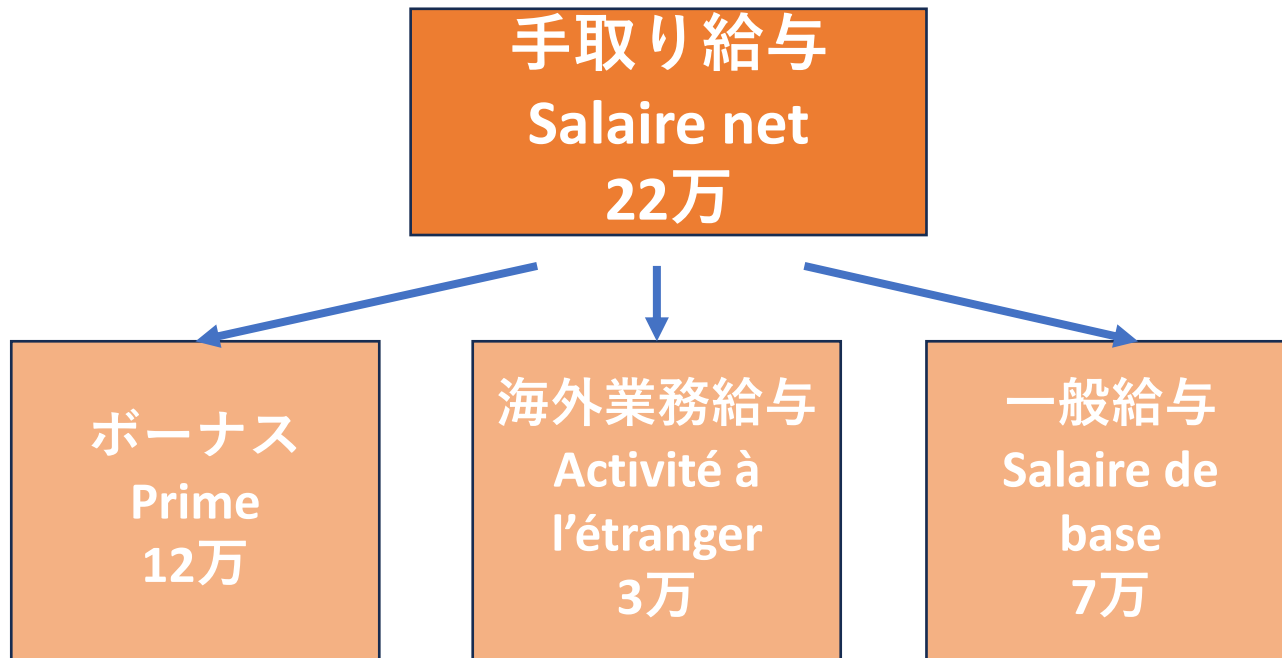
## Régime des impatriés インパトリエ税制

- インパトリエ優遇税制(CGI第155 B条)は、フランスに設立された企業で雇用される前の5暦年間、税務上フランス国外に居住していた者を対象としています。
- フランスでの採用形態には大きく2種類あります。
  - ❖ **グループ内出向**：フランス国内に設立された関連会社に、海外の本社やグループ会社から呼び出されて勤務するケース。
  - ❖ **外部採用**：個人が海外から直接フランスの企業に採用されるケース。
- インパトリエ税制の目的は、駐在員の手取り給与の一部を所得税から免除することです。
- 2つの条件：フランスに税務上の居住者であること、フランスで職業活動を行っていること。
- 適用期間：フランス赴任の初年度＋その後8年間

# Régime des impatriés インパトリエ税制

- インパトリエ税制の優遇：手取り給与所得の非課税部分
  - ❖ フランス国内での職業活動に関連する「出向ボーナス」という追加給与部分
  - ❖ 雇用者の利益のために国外で行われた活動に関連する給与部分
- 駐在員の方は、2つの方法から選択できます。
  - ❖ 1つ目は年間手取り給与のうち課税されない部分を最大50%までにする方法です。
  - ❖ 2つ目は、海外での活動に関連する給与部分は出向ボーナスを除く手取り給与の20%までに制限される方法です。
- どちらの方法を選ぶかは申告の時、本人の選択
- 所得の課税対象外部分は源泉徴収税の対象とはなりません。

Régime des impatriés Exemple  
インパトリエ税制 具体例



➤ 二つの方法の比較：

- ❖ 一つ目：11万ユーロ  
の免税額
- ❖ 二つ目：14万ユーロ  
の免税額

➤ Comparaison entre les options :

- ❖ Option 1: 110 000 euros  
exonérés
- ❖ Option 2: 140 000 euros  
exonérés

## Comparaison entre le régime des non-domiciliation et de l'impatriation 「非永住者」と「インパトリエ税制」の違い

- 日本の税務上の「非永住者」と、フランス税務上の「インパトリエ税制(CGI第155 B条)」の制度の違いについて、以下に詳細に比較して説明します。
- 「非永住者」の条件
  - ❖ 日本に住所または1年以上の居所を有する居住者
  - ❖ 過去10年間のうち、日本での住所または居所が5年以下
  - ❖ 外国籍を有すること (日本国籍の方には適用されません)
- 「居住者」であっても、「永住者」ではない者。
- 非永住者のメリット
  - ❖ 海外の所得 → 送金された分**だけ**課税
- フランスの税務上の「インパトリエ」とは、フランスでの赴任開始前の5暦年にわたりフランスの税務上の居住者でなかった者を指します。なお、その個人は海外に居住していたフランス人である場合があります。
- インパトリエ税制のメリット
  - ❖ フランス源泉の給与所得の一部を非課税にできる。
  - ❖ フランス国外での勤務日数に比例して、給与のうち一定割合が課税対象外になる。

Comparaison entre le régime des non-domiciliation et de l'impatriation  
 「非永住者」と「インパトリエ税制」の比較まとめ

項目	非永住者	インパトリエ
対象者	短期滞在の外国人居住者 (10年中5年以下)	外国から派遣された個人（国籍を問わず）
目的	来日の目的・在留資格は不問	フランスで職業活動を行うため
居住要件	日本居住者(住所または居所あり)	フランス居住者
課税対象	国内所得+ 国外からの送金分	国内所得 + 国外所得
非課税となる所得	国外源泉所得の非送金分	出向ボーナス 国外勤務分に応じた給与割合 一部の国外源泉所得
主な趣旨	外国人短期滞在者向けの税制優遇	駐在員等への誘致



Cotisations  
sociales –

aperçu

フランスでの  
社会保険料の  
概要

---

# Les bases de la Sécurité sociale

## フランスでの社会保障の基礎知識

➤ 日本とフランスの従業員が支払う社会保険料の種別、また支払い方には多くの共通点があります：

- ❖ 健康保険料
- ❖ 厚生年金・介護保険料
- ❖ 雇用保険料
- ❖ 児童手当料

➤ フランスの社会保険料は、会社（雇用主）と従業員の双方が分担しています。

➤ 従業員負担分の保険料は毎月の給与または賞与から天引きされています。

➤ Il existe de nombreux points communs sur la manière dont les cotisations sociales sont prélevées et les risques couverts, à savoir:

- ❖ Assurance santé
- ❖ Retraite / dépendance
- ❖ Assurance chômage
- ❖ Allocation familiale

➤ Les cotisations sociales sont à la charge de l'employeur et de l'employé, de manière non proportionnelle.

➤ Elles sont prélevées directement sur la rémunération perçue par l'employé.

# 日仏社会保障協定に基づく加入継続

- ▶ 日本とフランスの間では、社会保障協定が締結されており、駐在員の二重加入を防ぐ仕組みが整えられています。
- ▶ 基本の考え方：通常、社会保険（年金・医療・雇用など）は勤務地国の制度に加入するのが原則です。しかし、一定の条件を満たす一時的な赴任の場合には、「出向者」は派遣元国（＝日本）の制度の加入を継続し、相手国（＝フランス）の社会保障制度の加入免除を受けることができます。
- ▶ 具体的な条件（フランス赴任の場合）：
  - ❖ 日本の企業から一時的にフランスに派遣される社員であること
  - ❖ 出向期間が原則5年以内であること
  - ❖ 日本の社会保険・年金制度に引き続き加入していること
  - ❖ 日本年金機構が発行する「適用証明書（Certificate of Coverage）」をフランス側に提出すること
  - ❖ 原則、派遣前に申請すること
- ▶ これにより、派遣期間中も日本の年金制度に加入を継続、フランスの社会保障（年金を含む）への加入が免除となります。ただし、この免除はフランスでの就労期間にかかる失業保険(ASSEDIC)には適用されません。
- ▶ この制度を利用すると、
  - ❖ 年金・健康保険などで二重負担を避けることができます。
  - ❖ さらに、帰国後も年金加入期間が途切れないため、将来の年金受給資格にも有利です。



Revenus étrangers  
(revenus  
financiers, loyers)  
日本源泉所得  
(金融投資、賃  
貸)

---

## Les revenus de source japonaise 駐在員が日本で得た所得の申告について

- ▶ 駐在員や配偶者は、日本源泉の投資所得を持つケースも多いです。
- ▶ 非居住者の方は、源泉がフランス国内である限り、所得について所得税等を納める義務があります。
- ▶ それに対して、居住者の方は、**源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税等を納める義務があります。**居住者の場合、日本にある口座からフランス口座に送金をしなくても、すべての所得が課税対象となり、フランス国内でも納税しなければなりません。
- ▶ したがって、国内で得た所得のほか国外（つまり、日本）で得た所得も申告する必要があります。
- ▶ 二重課税を回避するため、日仏租税条約に基づき、「外国税額控除」という制度があります。確定申告の際に、国外で納付した税額を所得税金額から差し引くことができる制度です。
- ▶ 日本源泉の金融投資所得と税額控除
  - ❖ 一般的に、日仏租税条約に基づき、日本での金融所得に対する源泉徴収税率は10%まで。
  - ❖ 源泉10% → フランスで同額の税額控除
- ▶ 居住者の方で国外財産を有する方は、国外口座調書の提出が義務付けられています。

# Calendrier 所得税確定申告・納付スケジュール

- Dépôt en ligne: entre mi-mai et mi-juin, selon le département de residence. Dépôt papier: mi-mai.
- Avis d'imposition: fin Juillet
- Paiement
  - ❖ solde de l'impôt sur le revenu: en quatre prélèvements, les 25 Septembre, 27 Octobre, 27 Novembre et 29 Décembre de chaque année
  - ❖ Impôt sur la fortune: 15 septembre, en un seul prélèvement, ou adhésion au prélèvement mensuel avant le 30 juin de l'année
- 確定申告書提出期限
  - ❖ 電子提出：居住地域により 5月中旬～6月
  - ❖ 紙提出：5月中旬
- 課税通知書発行：7月下旬
  - ❖ 国税庁は、確定申告書提出者の年間給与・賞与について、源泉徴収税額と実際の所得税額の精算を行います。
- 所得税残高の支払い：口座振替にて 9/25、10/27、11/27、12/29 の4回
- 源泉徴収税額と予定納税は確定申告時に精算され、これらの金額が確定税額より多い場合は還付されます。
- IFI（不動産富裕税）について
  - ❖ IFIは、所得税とは別に課税通知書が発行されます。
  - ❖ 通常、納付期限は同年の9月15日で、一括払いが原則ですが、分割（月払い）も可能です。



埼玉弁護士会  
Saitama Bar Association

キューアンドエーの時間

